

⑤

入院中における患者自身による管理

1) 入院患者による麻薬の自己管理

- 入院中の患者が自ら痛みの評価ができ、自らの意思で服用を行うことができるなど、自己管理が可能と考えられる場合は、当該患者に最小限の量^{*}（休日や連休時の対応のため数日分の服用薬を含む。）を渡すことができる。
※ たとえば、定期的な服用薬の1日分あるいはレスキュードースの使用が予想される1日分など。
- 患者が自己管理を行う場合、保管場所は患者の身のまわりとなるので、紛失などがないよう考慮する。
- 転院等で入院患者が他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参し、その麻薬を継続使用する場合も自己管理薬は最小限の量とする。

2) 服薬の自己管理・痛みの自己管理

- 痛みは、患者自身が感じるもので、環境変化やストレスなどにより変動する。日常生活の習慣や生活リズムは患者ごとに異なり、患者自身が医療用麻薬の正しい使い方を理解し、服薬の管理を自主的に行なうことは、疼痛治療において患者のQOL（Quality of Life）を向上させることにつながる。
- 疼痛治療のため入院した患者では、経時的に痛みの変動や痛

みの性質を確認する必要があり、患者自身による定期的な服薬の重要性の確認やレスキュー・ドーズの把握のためにも服薬記録表*の使用は有用である。

- 入院患者の場合、患者の自己記録として、服用の確認、痛みの程度、患者自身が気付いた症状が有用である。
- 食事の摂取状況や便通などは患者からの聴取を考慮する。

* 参考 図5-1 服薬記録記載例（入院）

3) 自己管理の場合の留意点

- レスキュー・ドーズを使用した場合、必ず報告してもらう。
- レスキュー・ドーズの使用分や保持している服用薬を確認する。
- 保管する場所は患者さんのベッドまわりの引き出しなどで紛失しない場所を考慮する。
- 自己管理していた麻薬を患者が紛失した場合、服薬の記録が適正であることを確認したうえ、紛失の経緯及び自己管理継続の適否の評価をカルテに記載する。（病院の管理に問題がなければ、上記以上の対応は不要。）

図5-1 服薬記録記載例(入院)

